

松阪市物件等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、松阪市物品及び業務委託契約執行規程（以下「規程」という）第2条に定める物品、業務委託及び修繕（以下「物件等」という）の入札及び契約の過程及び契約内容の公表について、必要な事項を定め、入札及び契約の適正化を促進し、業務委託及び物品購入等に対する市民の信頼の確保と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、課（室・局）とは、松阪市行政組織及び権限規則（平成17年松阪市規則第12号）に定める課及び室、松阪市議会事務局設置等条例（平成17年松阪市条例第298号）に定める事務局、松阪市選挙管理委員会規程（平成17年松阪市選挙管理委員会告示第3号）に定める事務局、松阪市監査委員条例（平成17年松阪市条例第16号）に定める監査委員事務局、松阪市農業委員会事務局設置規程（平成17年松阪市農業委員会告示第6号）に定める農業委員会事務局、松阪市上下水道部組織規程（平成21年松阪市上下水道部規程第5号）に定める課及び松阪市教育委員会事務局組織規則（平成17年松阪市教育委員会規則第1号）に定める課をいう。

(公表の対象となる物件等)

第3条 公表の対象となる物件等は、予定価格が50万円以上の入札及び随意契約による物件等とする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第4条 予定価格が50万円以上の入札及び契約の過程に関する事項について、公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 物件等の件名
- (2) 所属名
- (3) 予定価格
- (4) 契約金額
- (5) 落札者の商号又は名称
- (6) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (7) その他必要な事項

(随意契約に関する事項の公表)

第5条 予定価格が50万円以上の随意契約に関する事項について、公表する内容は次のとおりとする。

- (1) 所属名
- (2) 件名（数量）
- (3) 契約締結年月日
- (4) 契約業者
- (5) 予定価格
- (6) 契約金額
- (7) 随意契約によることとした理由

(8) 審査会開催の有無

(公表事項の作成及び閲覧方法)

第6条 入札執行した課(室・局)の長は、入札経緯と結果表(規程様式第8号)及び契約書の写しを作成し、契約監理課長に報告するものとする。

2 随意契約を所管する担当課(室・局)の長は、随意契約結果一覧(別記様式)及び契約書の写しを作成し、契約監理課長に報告するものとする。

3 契約監理課長は、前2号の報告及び契約監理課が執行した入札について、取りまとめ、遅滞なく契約監理課カウンター及びインターネットにおいて閲覧に供し、及び公表するものとする。

(閲覧日時)

第7条 公表事項を閲覧できる日は、松阪市の休日を定める条例(平成17年松阪市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧条件)

第8条 第6条第3項で定める閲覧について、閲覧場所以外に、閲覧に供している書類を持ち出すことはできない。

2 閲覧に供した書類を汚損又はき損してはならない。

3 閲覧に供した書類の複写等の便宜供与は、行わない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

この告示は、平成21年4月1日から施行する。